

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	2026年5月22日
【会社名】	株式会社西京銀行
【英訳名】	THE SAIKYO BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 松岡 健
【本店の所在の場所】	山口県周南市平和通一丁目10番の2
【電話番号】	(0834) 31-1211 (代表)
【事務連絡者氏名】	総合企画部長 山本 祐資
【最寄りの連絡場所】	広島市南区的場町一丁目3番7号 株式会社西京銀行 広島支店
【電話番号】	(0120) 319-017
【事務連絡者氏名】	広島支店長 茶谷 雅志
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	優先株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 10,000,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社西京銀行 福岡支店 (福岡市博多区博多駅前三丁目23番22号) 株式会社西京銀行 広島支店 (広島市南区的場町一丁目3番7号)

- (注) 1 募集金額は、本有価証券届出書提出日現在の金額を記載しております。
2 広島支店は金融商品取引法の規定による備付場所ではありませんが、投資者のご便宜のため有価証券届出書の写しを備えるものであります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
第五種優先株式	10,000,000株	(注)2、3、4

(注)1 発行決議

本有価証券届出書による第五種優先株式に係る募集は、2026年5月22日（金）開催の取締役会において決議されております。

- 2 2026年5月22日（金）開催の取締役会において決議されております第五種優先株式の発行可能株式数は10,000,000株であります。本有価証券届出書に記載の第五種優先株式の発行数10,000,000株は、本有価証券届出書提出日現在の割当予定先の総数であり、当該割当予定先の概況を把握することを目的とした割当予定先に対する調査等に基づき記載しております。第五種優先株式に係る勧誘は本有価証券届出書提出後に行うため、本有価証券届出書提出日現在では発行数は確定しておらず、勧誘の結果によっては発行数が減少する可能性がありますので、割当予定先が確定した段階で本有価証券届出書の訂正届出書を提出することといたします。

3 第五種優先株式の特質等

第五種優先株式は、2036年8月1日をもって、当行の普通株式を対価として、当行が、当該日において当行に取得されていない第五種優先株式の全てを一斉取得する旨を定めております。これらの詳細については下記(注)4に記載のとおりであります。

4 第五種優先株式の内容は以下のとおりです。

(1) 第五種優先配当金

1) 第五種優先配当金の額

当行は、金銭による剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第五種優先株式を有する株主（以下「第五種優先株主」という。）又は第五種優先株式の登録株式質権者（以下「第五種優先登録株式質権者」といい、第五種優先株主とあわせて「第五種優先株主等」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」といい、普通株主とあわせて「普通株主等」という。）に先立ち、第五種優先株式1株当たり、第五種優先株式の払込金額相当額（ただし、第五種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に対し、年率2.50%に基づき、当該基準日が属する事業年度の初日（2027年3月31日に終了する事業年度にあつては2026年7月31日。いずれにおいても同日を含む。）から当該配当の基準日（同日を含む。）までの期間につき月割計算（ただし、1か月未満の期間については年365日の日割計算とし、円位未満は切り捨てる。）により算出される額の金銭を支払う（以下、事業年度の末日を基準日とした一事業年度一回の配当額を「第五種優先配当金」という。）。ただし、すでに当該事業年度に属する日を基準日として第五種優先株主等に剰余金の配当を行ったときは、かかる剰余金の配当の累積額を控除する。

2) 非累積条項

ある事業年度において第五種優先株主等に対して支払う剰余金の配当の合計額が第五種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

3) 非参加条項

第五種優先株主等に対しては、第五種優先配当金の額を超えて配当は行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(2) 残余財産

1) 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、第五種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、第五種優先株式1株につき、第五種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第五種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金銭を支払う。

2) 非参加条項

第五種優先株主等に対しては、上記1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 議決権

1) 第五種優先株主は、全ての事項について株主総会において議決権を有しない。

2) 当行が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、第五種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(4) 金銭を対価とする取得条項

1) 金銭を対価とする取得条項

当行は、2031年8月1日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、第五種優先株主等に対して、取得日から2週間以上の事前通知又は公告を行ったうえで、法令上可能な範囲で、第五種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当行は、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとし、第五種優先株式を取得するのと引換えに、下記2)に定める財産を第五種優先株主に対して交付するものとする。なお、当行が第五種優先株式の一部を取得する場合は、取得する第五種優先株式はあん分比例の方法により決定し、あん分比例によれない部分については抽選により決定するものとする。

2) 取得と引換えに交付すべき財産

当行は、第五種優先株式の取得と引換えに、第五種優先株式1株につき、第五種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第五種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金銭を交付する。

(5) 普通株式を対価とする取得条項

1) 普通株式を対価とする取得条項

当行は、2036年8月1日（以下「一斉取得日」という。）をもって、一斉取得日において当行に取得されていない第五種優先株式の全てを一斉取得する。この場合、当行は、第五種優先株式を取得するのと引換えに、各第五種優先株主に対し、その有する第五種優先株式数に第五種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第五種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記2)に定める一斉取得価額で除した数の普通株式を交付するものとする。第五種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

2) 一斉取得価額

イ．一斉取得日に先立つ45連続取引日（同日を含む）の期間において、当行の普通株式が上場等（金融商品取引所又は店頭売買有価証券市場への上場又は登録をいう。以下同じ。）をしている場合
一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日（終値が算出されない日を除く。）の当行の普通株式が上場等をしている取引所等（金融商品取引所又は店頭売買有価証券市場をいう。）における当行の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額（下記3）に定義する。以下同じ。）を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

ロ．上記イ．以外の場合

一斉取得日における連結BPS（以下に定義する。以下同じ。）とする。「連結BPS」とは、1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針35項に従い、直近の継続開示書類（直近の当行の有価証券報告書、半期報告書（連結BPSに関するこれらの訂正報告書を含む。））に記載の連結財務諸表における貸借対照表の純資産の部の合計額から、優先株式に係る払込金額及び配当、新株予約権、少数株主持分等を控除したものを、普通株式に係る純資産額として計算した1株当たり純資産額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、当該直近の継続開示書類が開示された後において、下記4)に定める下限取得価額の調整事由が生じた場合においては、下記4)に定める調整後下限取得価額の計算における「下限取得価額」をいずれも「一斉取得価額」と読み替えて、一斉取得価額を調整するものとする。かかる調整の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

3) 下限取得価額

下限取得価額は、第五種優先株式の発行日における連結BPSに0.5を乗じた金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。)とする(ただし、下記4)による調整を受ける。)

4) 下限取得価額の調整

イ. 第五種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、下限取得価額を次に定める算式(以下「下限取得価額調整式」という。)により調整する(以下、調整後の下限取得価額を「調整後下限取得価額」という。)。下限取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

$$\text{調整後下限取得価額} = \text{調整前下限取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- () 下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価(下記八.()に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は自己株式である普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本4)において同じ。))その他の証券(以下「取得請求権付株式等」という。)、又は、当行の普通株式の交付と引換えに当行が取得することができる取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権その他の証券(以下、「取得条項付株式等」という。)が取得又は行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。)調整後下限取得価額は、払込期日(払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。
- () 株式の分割をする場合
調整後下限取得価額は、株式の分割により増加する普通株式の数(ただし、基準日における当行の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。)を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、株式の分割のための基準日の翌日以降、これを適用する。
- () 下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る価額(下記二.に定義する。以下、本()、下記()及び()並びに下記八.()において同じ。)をもって当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)
調整後下限取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)に、又は株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得又は行使されたとした場合に交付されることとなる普通株式の数を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)の翌日以降、又はその基準日の翌日以降、これを適用する。
上記に関わらず、上記の当該取得請求権付株式等の払込期日において価額が確定しておらず、後日一定の日(以下「価額決定日」という。)に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る場合には、調整後下限取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得又は行使されたとした場合に交付される普通株式の数を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、価額決定日の翌日以降、これを適用する。
- () 当行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件(本イ.又は下記ロ.と類似する希薄化防止のための修正を除く。)が付されている場合で、当該修正が行われる日(以下「修正日」という。)における修正後の価額(以下「修正価額」という。)が下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る場合
調整後下限取得価額は、修正日に残存する当該取得請求権付株式の全部が修正価額で取得又は行使されたとした場合に交付されることとなる普通株式の数を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、修正日の翌日以降、これを適用する。

- ()取得条項付株式等の取得と引換えに、下限取得価額調整式に使用される1株当たり時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合
調整後下限取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数(下記ホ.に定義する。)が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式の数を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該取得条項付株式等の取得日の翌日以降、これを適用する。
- ()株式の併合をする場合
調整後下限取得価額は、併合により減少する普通株式の数(効力発生日における当行の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。)を負の値で表示した数値を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、株式の併合の効力発生日以降、これを適用する。
- ロ.上記イ.()ないし()に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付等により、下限取得価額の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する下限取得価額に変更される。
- ハ.()下限取得価額調整式に使用する「1株当たり時価」は、調整後下限取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日(同日を含む)の期間において、当行の普通株式が上場等をしている場合は、調整後下限取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日(終値が算出されない日を除く。)の終値の平均値(平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。)とし、かかる期間において当行の普通株式が上場等をしていない場合は、連結BPSとする。
- ()下限取得価額調整式に使用する「調整前下限取得価額」は、調整後下限取得価額を適用する日の前日において有効な下限取得価額とする。
- ()下限取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日(上記イ.()ないし()に基づき当該基準日において「交付普通株式数」とみなされる普通株式数は含まない。)の、基準日がない場合は調整後下限取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当行の発行済普通株式数から当該日における当行の有する普通株式数を控除した数に当該下限取得価額の調整の前に上記イ.及びロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数を加えたものとする。
- ()下限取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.()の場合には、当該払込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、上記イ.()及び()の場合には0円、上記イ.()及び()の場合には価額とする。
- ニ.上記イ.()ないし()及び上記ハ.()において「価額」とは、取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
- ホ.上記イ.()において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後下限取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ.()に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- ヘ.上記イ.()ないし()において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.()ないし()の規定にかかわらず、調整後下限取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト.下限取得価額調整式により算出された上記イ.柱書後段を適用する前の調整後下限取得価額と調整前下限取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、下限取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後下限取得価額調整式による下限取得価額の調整を必要とする事由が発生し、下限取得価額を算出する場合には、下限取得価額調整式中の調整前下限取得価額に代えて調整前下限取得価額からこの差額を差し引いた額(ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切捨てる。)を使用する。

5) 合理的な措置

上記3)及び4)に定める下限取得価額は、希薄化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当行の取締役会は、下限取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

(6) 株式の分割又は併合及び株式無償割当て

1) 分割又は併合

当行は、定款により制限を受ける場合を除き、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及び第五種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

2) 株式無償割当て

当行は、定款により制限を受ける場合を除き、株式無償割当てを行うときは、普通株式及び第五種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(7) 優先順位

第五種優先株式と当行の発行する他の種類の優先株式の優先配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とする。

(8) 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

(9) 単元株式数

1,000株

(10) その他

上記各項目は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	10,000,000株	10,000,000,000	5,000,000,000
一般募集			
計（総発行株式）	10,000,000株	10,000,000,000	5,000,000,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は5,000,000,000円であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
1,000	500	1,000株	2026年7月7日（火）～ 2026年7月30日（木）	1株につき 1,000	2026年7月31日（金）

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 申込みの方法は、総数引受契約を締結し、申込証拠金を振込むこと（申込証拠金には利息を付しません。）とし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込む（申込証拠金を払込金として取扱います。）ものとします。

4. 払込期日までに、第五種優先株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、第五種優先株式に係る割当は行われないこととなります。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社西京銀行 本店	山口県周南市平和通一丁目10番の2

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社西京銀行 本店	山口県周南市平和通一丁目10番の2

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
10,000,000,000	45,000,000	9,955,000,000

(注)1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用は、弁護士費用、登記関連費用等からなり、45,000,000円を予定しております。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額上限9,955,000,000円については、蓄積した利益剰余金(自己資金)と合わせて、全額を2026年7月31日に、2021年7月に発行した第四種優先株式の取得に充当する予定です。これは、健全性を確立するという当行中期経営計画の基本方針に沿うものです。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

本有価証券届出書による第五種優先株式の発行による増資（以下「本第三者割当増資」といいます。）に係る割当予定先のうち、33先については「割当予定先の概要」及び「当行との関係」を記載しております。また、割当予定株数が100,000株（第五種優先株式発行総数の1%程度）に満たない100先については「名称（氏名）・住所・割当予定株数」のみとする簡略な記載とさせていただきます。

割当予定株数が第五種優先株式発行総数の1%程度に満たない割当予定先につきましては、当該割当予定株数とともに、その経営・事業の状況（法人）や現時点における当行との関係も踏まえ、量的及び質的観点から開示に係る重要性は低いものと判断し、簡略な記載としております。

a. 割当予定先の概要	名称	中国総合信用株式会社	
	割り当てようとする株式の数	1,000,000株	
	本店の所在地	広島県広島市東区光町二丁目8番37号	
	代表者の役職及び氏名	取締役社長 富田 洋之	
	資本金	123百万円（令和7年3月末現在）	
	事業内容	信用保証業	
	主たる出資者及びその出資比率	広島総合開発株式会社 26.8% トマトリース株式会社 10.7% きらら債権回収株式会社 10.6% もみじカード株式会社 10.6% 栄徳商事株式会社 10.3% （令和7年3月末現在）	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当行が保有している割当予定先の株式の数	500株
		割当予定先が保有している当行の株式の数	普通株式 643,000株 第四種優先株式 1,000,000株 計 1,643,000株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	預金取引	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	信用保証業務提携	

a. 割当予定先の概要	名称	アイザワ証券グループ株式会社	
	割り当てようとする株式の数	530,000株	
	本店の所在地	東京都港区東新橋一丁目9番1号	
	届出書の提出日において既に提出されている当該割当予定先の直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 第105期（自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日） 令和7年6月24日 関東財務局長に提出 訂正有価証券報告書 第105期（自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日） 令和7年7月14日 関東財務局長に提出 半期報告書 第106期中（自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日） 令和7年11月13日 関東財務局長に提出	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当行が保有している割当予定先の株式の数	-
		割当予定先が保有している当行の株式の数	普通株式 60,000株 第四種優先株式 530,000株 計 590,000株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	預金取引、融資取引	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	包括的業務提携	

a. 割当予定先の概要	名称	朝日生命保険相互会社	
	割り当てようとする株式の数	500,000株	
	本店の所在地	東京都新宿区四谷1丁目6番1号	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 石島 健一郎	
	資本金	基金 51,000百万円（令和7年3月末現在）	
	事業内容	生命保険業	
	主たる出資者及びその出資比率	株式会社みずほ銀行 58.8% （令和7年3月末現在）	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当行が保有している割当予定先の株式の数	-
		割当予定先が保有している当行の株式の数	普通株式 661,039株 第四種優先株式 1,000,000株 計 1,661,039株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	当行において保険商品を販売	

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社長府製作所	
	割り当てようとする株式の数	500,000株	
	本店の所在地	山口県下関市長府扇町2番1号	
	届出書の提出日において既に提出されている当該割当予定先の直近の有価証券報告書等の提出日	半期報告書 第72期中（自令和7年1月1日 至令和7年6月30日） 令和7年8月8日 関東財務局長に提出 有価証券報告書 第72期（自令和7年1月1日 至令和7年12月31日） 令和8年3月18日 関東財務局長に提出	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当行が保有している割当予定先の株式の数	534,000株
		割当予定先が保有している当行の株式の数	普通株式 867,000株 第四種優先株式 500,000株 計 1,367,000株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	預金取引	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社中電工	
	割り当てようとする株式の数	300,000株	
	本店の所在地	広島県広島市中区小網町6番12号	
	届出書の提出日において既に提出されている当該割当予定先の直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 第109期（自令和6年4月1日 至令和7年3月31日） 令和7年6月24日 中国財務局長に提出 半期報告書 第110期中（自令和7年4月1日 至令和7年9月30日） 令和7年11月10日 中国財務局長に提出	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当行が保有している割当予定先の株式の数	213,764株
		割当予定先が保有している当行の株式の数	普通株式 610,000株 計 610,000株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	預金取引、融資取引	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	電気工事、保守等委託	

a . 割当予定先の概要	名称		日本国土開発株式会社
	割り当てようとする株式の数		300,000株
	本店の所在地		東京都港区虎ノ門四丁目3番13号
	届出書の提出日において既に提出されている当該割当予定先の直近の有価証券報告書等の提出日		有価証券報告書 第96期（自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日） 令和7年8月22日 関東財務局長に提出 半期報告書 第97期中（自 令和7年6月1日 至 令和7年11月30日） 令和8年1月14日 関東財務局長に提出
b . 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当行が保有している割当予定先の株式の数	3,300,000株
		割当予定先が保有している当行の株式の数	普通株式 1,900,000株 計 1,900,000株
	人事関係		該当事項はありません。
	資金関係		預金取引、融資取引
	技術関係		該当事項はありません。
	取引関係		該当事項はありません。

a . 割当予定先の概要	名称		株式会社robot home
	割り当てようとする株式の数		300,000株
	本店の所在地		東京都中央区銀座六丁目10番1号
	届出書の提出日において既に提出されている当該割当予定先の直近の有価証券報告書等の提出日		有価証券報告書 第20期（自令和7年1月1日 至令和7年12月31日） 令和8年3月24日 関東財務局長に提出
b . 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当行が保有している割当予定先の株式の数	-
		割当予定先が保有している当行の株式の数	普通株式 100,000株 第四種優先株式 300,000株 計 400,000株
	人事関係		該当事項はありません。
	資金関係		預金取引、融資取引
	技術関係		該当事項はありません。
	取引関係		該当事項はありません。

a. 割当予定先の概要	名称	赤坂印刷株式会社	
	割り当てようとする株式の数	200,000株	
	本店の所在地	山口県周南市大字馬神字松川854番 1	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 赤坂 徳靖	
	資本金	40百万円（令和7年6月末現在）	
	事業内容	印刷業	
	主たる出資者及び出資比率	赤坂 徳靖 82.5% エーアイシー(株) 17.5% （令和7年6月末現在）	
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当行が保有している割当予定先の株式の数	-
		割当予定先が保有している当行の株式の数	普通株式 772,825株 第四種優先株式 200,000株 計 972,825株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	預金取引、融資取引	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	各種伝票等の印刷業務を委託。	
	a. 割当予定先の概要	名称	株式会社えんホールディングス
割り当てようとする株式の数		200,000株	
本店の所在地		福岡県福岡市博多区住吉3丁目12番1号えん博多ビル	
代表者の役職及び氏名		代表取締役 原田 透	
資本金		100百万円（令和7年12月末現在）	
事業内容		不動産業	
主たる出資者及び出資比率		株式会社原田ホールディングス 44.2% 原田 透 28.4% （令和7年12月末現在）	
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当行が保有している割当予定先の株式の数	-
		割当予定先が保有している当行の株式の数	普通株式 400,000株 第四種優先株式 200,000株 計 600,000株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	預金取引、融資取引	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	

a. 割当予定先の概要	名称	カワノ工業株式会社	
	割り当てようとする株式の数	200,000株	
	本店の所在地	山口県柳井市柳井1740番地 1	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 河野 和明	
	資本金	100百万円（令和7年5月末現在）	
	事業内容	建築資材販売セメント二次製品製造販売	
	主たる出資者及び出資比率	河野 和明 19.7% （令和7年5月末現在）	
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当行が保有している割当予定先の株式の数	103,000株
		割当予定先が保有している当行の株式の数	普通株式 200,000株 第四種優先株式 200,000株 計 400,000株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	預金取引、融資取引	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	

a. 割当予定先の概要	名称	岐山化工機株式会社	
	割り当てようとする株式の数	200,000株	
	本店の所在地	山口県周南市江口3丁目1番8号	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 大橋 一由起	
	資本金	41百万円（令和7年9月末現在）	
	事業内容	化学工業装置製造、補修メンテナンス	
	主たる出資者及び出資比率	大橋 一由起 87.7% （令和7年9月末現在）	
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当行が保有している割当予定先の株式の数	-
		割当予定先が保有している当行の株式の数	普通株式 100,000株 第四種優先株式 200,000株 計 300,000株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	預金取引、融資取引	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	

a. 割当予定先の概要	名称		笹原 友也
	割り当てようとする株式の数		200,000株
	住所		山口県下関市
	職業の内容		会社役員
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当行が保有している割当予定先の株式の数	-
		割当予定先が保有している当行の株式の数	普通株式 150,000株 第四種優先株式 160,000株 計 310,000株
	人事関係		該当事項はありません。
	資金関係		預金取引、融資取引
	技術関係		該当事項はありません。
	取引関係		該当事項はありません。

a. 割当予定先の概要	名称		大晃機械工業株式会社
	割り当てようとする株式の数		200,000株
	本店の所在地		山口県熊毛郡田布施町大字下田布施209番地の1
	代表者の役職及び氏名		代表取締役 木村 晃一
	資本金		100百万円（令和7年3月末現在）
	事業内容		一般機械器具製造業
	主たる出資者及び出資比率		大晃ホールディングス株式会社 100% （令和7年3月末現在）
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当行が保有している割当予定先の株式の数	-
		割当予定先が保有している当行の株式の数	普通株式 300,000株 第四種優先株式 100,000株 計 400,000株
	人事関係		該当事項はありません。
	資金関係		預金取引
	技術関係		該当事項はありません。
	取引関係		該当事項はありません。

a. 割当予定先の概要	名称		徳機株式会社
	割り当てようとする株式の数		200,000株
	本店の所在地		山口県周南市港町11番1号
	代表者の役職及び氏名		代表取締役 岡田 哲矢
	資本金		50百万円（令和7年3月末現在）
	事業内容		圧力容器・鏡板の設計、製造
	主たる出資者及び出資比率		岡田 哲矢 32.6% 岡田 貴徳 20.9% 岡田 員幸 15.5% 森本 豪一 15.5% （令和7年3月末現在）
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当行が保有している割当予定先の株式の数	-
		割当予定先が保有している当行の株式の数	普通株式 800,000株 第四種優先株式 200,000株 計 1,000,000株
	人事関係		該当事項はありません。
	資金関係		預金取引、融資取引
	技術関係		該当事項はありません。
	取引関係		該当事項はありません。
	a. 割当予定先の概要	名称	
割り当てようとする株式の数		200,000株	
本店の所在地		山口県下関市卸新町8番地5	
代表者の役職及び氏名		代表取締役 山根 康男	
資本金		30百万円（令和7年4月末現在）	
事業内容		情報サービス業	
主たる出資者及び出資比率		山根 康男 100.0% （令和7年4月末現在）	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当行が保有している割当予定先の株式の数	-
		割当予定先が保有している当行の株式の数	普通株式 40,000株 第四種優先株式 200,000株 計 240,000株
	人事関係		該当事項はありません。
	資金関係		預金取引、融資取引
	技術関係		該当事項はありません。
	取引関係		求人・商品広告に利用

a. 割当予定先の概要	名称	富士高压フレキシブルホース株式会社	
	割り当てようとする株式の数	200,000株	
	本店の所在地	山口県光市島田6丁目2番20号	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 藤井 康司	
	資本金	48百万円（令和7年12月末現在）	
	事業内容	建設機械部品等製造	
	主たる出資者及び出資比率	藤井 康司 48.8% 藤井 淳 43.1% （令和7年12月末現在）	
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当行が保有している割当予定先の株式の数	-
		割当予定先が保有している当行の株式の数	普通株式 400,000株 第四種優先株式 150,000株 計 550,000株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	預金取引	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	
	a. 割当予定先の概要	名称	株式会社北國銀行
割り当てようとする株式の数		200,000株	
本店の所在地		石川県金沢市広岡二丁目12番6号	
届出書の提出日において既に提出されている当該割当予定先の直近の有価証券報告書等の提出日		有価証券報告書 第117期（自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日） 令和7年6月13日 北陸財務局長に提出 半期報告書 第118期中（自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日） 令和7年11月20日 北陸財務局長に提出	
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当行が保有している割当予定先の株式の数	-
		割当予定先が保有している当行の株式の数	-
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	

a . 割当予定先の概要	名称	山口放送株式会社	
	割り当てようとする株式の数	200,000株	
	本店の所在地	山口県周南市大字徳山5853番地の2	
	届出書の提出日において既に提出されている当該割当予定先の直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 第69期（自令和6年4月1日 至令和7年3月31日） 令和7年6月30日 中国財務局長に提出 訂正有価証券報告書 第69期（自令和6年4月1日 至令和7年3月31日） 令和7年8月22日 中国財務局長に提出 半期報告書 第70期中（自令和7年4月1日 至令和7年9月30日） 令和7年12月23日 中国財務局長に提出	
b . 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当行が保有している割当予定先の株式の数	10,000株
		割当予定先が保有している当行の株式の数	普通株式 200,000株 第四種優先株式 200,000株 計 400,000株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	預金取引	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	

a . 割当予定先の概要	名称	児玉 篤	
	割り当てようとする株式の数	160,000株	
	住所	神奈川県横浜市	
	職業の内容	会社役員	
b . 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当行が保有している割当予定先の株式の数	-
		割当予定先が保有している当行の株式の数	普通株式 99,000株 第四種優先株式 100,000株 計 199,000株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	預金取引、融資取引	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	

a. 割当予定先の概要	名称	社会福祉法人寿幸会	
	割り当てようとする株式の数	150,000株	
	本店の所在地	山口県萩市大字須佐1378-1番地	
	代表者の役職及び氏名	理事長 齋木 正秀	
	資本金	-	
	事業内容	介護施設運営	
	主たる出資者及び出資比率	-	
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当行が保有している割当予定先の株式の数	-
		割当予定先が保有している当行の株式の数	第四種優先株式 110,000株 計 110,000株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	預金取引	
	技術関係	該当事項ありません。	
	取引関係	該当事項ありません。	
	a. 割当予定先の概要	名称	協同組合維新
割り当てようとする株式の数		100,000株	
本店の所在地		山口県山口市下小鯖57番地 1	
代表者の役職及び氏名		代表理事 竹本 栄治	
資本金		9百万円（令和7年9月末現在）	
事業内容		ETCカード取扱事業・業務委託	
主たる出資者及び出資比率		10%以上出資している出資者はありません。	
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当行が保有している割当予定先の株式の数	-
		割当予定先が保有している当行の株式の数	-
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	預金取引、融資取引	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	

a . 割当予定先の概要	名称		岩国自動車関係業者協同組合
	割り当てようとする株式の数		100,000株
	本店の所在地		山口県岩国市錦見七丁目1番40号
	代表者の役職及び氏名		代表理事 伊達 明彦
	資本金		297百万円（令和7年3月末現在）
	事業内容		自動車教習所運営
	主たる出資者及び出資比率		10%以上出資している出資者はありません。
b . 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当行が保有している割当予定先の株式の数	-
		割当予定先が保有している当行の株式の数	第四種優先株式 50,000株 計 50,000株
	人事関係		該当事項はありません。
	資金関係		預金取引
	技術関係		該当事項はありません。
	取引関係		該当事項はありません。
	a . 割当予定先の概要	名称	
割り当てようとする株式の数		100,000株	
本店の所在地		福岡県福岡市中央区大名二丁目10番29号	
代表者の役職及び氏名		代表取締役 徳永 英樹	
資本金		50百万円（令和7年9月末現在）	
事業内容		健康食品販売	
主たる出資者及び出資比率		一般社団法人SHS 100% （令和7年9月末現在）	
b . 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当行が保有している割当予定先の株式の数	-
		割当予定先が保有している当行の株式の数	普通株式 50,000株 第四種優先株式 100,000株 計 150,000株
	人事関係		該当事項はありません。
	資金関係		預金取引、融資取引
	技術関係		該当事項はありません。
	取引関係		該当事項はありません。

a. 割当予定先の概要	名称	光東株式会社	
	割り当てようとする株式の数	100,000株	
	本店の所在地	山口県光市浅江5丁目27番18号	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役会長 東 日出夫	
	資本金	47百万円（令和7年5月末現在）	
	事業内容	建設機械リース及び販売修理	
	主たる出資者及び出資比率	光東ホールディングス株式会社 100.0% （令和7年5月末現在）	
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当行が保有している割当予定先の株式の数	-
		割当予定先が保有している当行の株式の数	普通株式 100,000株 第四種優先株式 100,000株 計 200,000株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	預金取引、融資取引	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	
	a. 割当予定先の概要	名称	小松印刷グループ株式会社
割り当てようとする株式の数		100,000株	
本店の所在地		香川県高松市香南町由佐2100番地1	
代表者の役職及び氏名		代表取締役社長 小松 秀敏	
資本金		90百万円（令和7年6月末現在）	
事業内容		チラシ・パンフ・ポスター等の印刷製本 紙器加工事業	
主たる出資者及び出資比率		小松 秀敏 35.3% 小松 照弘 22.6% グループ持株会 19.6% （令和7年6月末現在）	
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当行が保有している割当予定先の株式の数	-
		割当予定先が保有している当行の株式の数	第四種優先株式 100,000株 計 100,000株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	

a. 割当予定先の概要	名称	住吉工業株式会社	
	割り当てようとする株式の数	100,000株	
	本店の所在地	山口県下関市長府扇町1番23号	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 中村成志	
	資本金	98百万円(令和7年5月末現在)	
	事業内容	一般土木建築工事業	
	主たる出資者及び出資比率	中村 成志 13.8% 橋本 一成 11.7% (令和7年5月末現在)	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当行が保有している割当予定先の株式の数	-
		割当予定先が保有している当行の株式の数	普通株式 100,000株 計 100,000株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	預金取引、融資取引	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	

a. 割当予定先の概要	名称	長府工産株式会社	
	割り当てようとする株式の数	100,000株	
	本店の所在地	山口県下関市長府東侍町1番5号	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 井村 隆	
	資本金	300百万円(令和7年3月末現在)	
	事業内容	はん用機械器具製造業、住宅関連器材の販売	
	主たる出資者及び出資比率	従業員持株会 60.5% (令和7年3月末現在)	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当行が保有している割当予定先の株式の数	-
		割当予定先が保有している当行の株式の数	-
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	預金取引、融資取引	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	

a. 割当予定先の概要	名称	TNYホールディングス株式会社	
	割り当てようとする株式の数	100,000株	
	本店の所在地	山口県周南市大字栗屋806番地の3	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 佐藤 紘二	
	資本金	25百万円（令和7年3月末現在）	
	事業内容	不動産賃貸業	
	主たる出資者及び出資比率	佐藤 紘二他グループ 65.3% 従業員持株会 13.0% （令和7年3月末現在）	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当行が保有している割当予定先の株式の数	-
		割当予定先が保有している当行の株式の数	-
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	預金取引、融資取引	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社ネスト	
	割り当てようとする株式の数	100,000株	
	本店の所在地	福岡県福岡市中央区警固1丁目15番6号	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 新井 晋一	
	資本金	100百万円（令和7年3月末現在）	
	事業内容	不動産業	
	主たる出資者及び出資比率	新井 晋一 100% （令和7年3月末現在）	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当行が保有している割当予定先の株式の数	-
		割当予定先が保有している当行の株式の数	普通株式 100,000株 第四種優先株式 100,000株 計 200,000株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	預金取引、融資取引	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	

a. 割当予定先の概要	名称	山口工材株式会社	
	割り当てようとする株式の数	100,000株	
	本店の所在地	山口県防府市大字浜方字中浜272-22	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 古松 幸雄	
	資本金	14百万円（令和7年6月末現在）	
	事業内容	一般土木建築工事業	
	主たる出資者及び出資比率	古松 幸雄 62.0% 柳井 忠喜 27.3% （令和7年6月末現在）	
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当行が保有している割当予定先の株式の数	-
		割当予定先が保有している当行の株式の数	普通株式 120,000株 計 120,000株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	預金取引、融資取引	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社やまぐちビジネスサポート	
	割り当てようとする株式の数	100,000株	
	本店の所在地	山口県山口市下小鱈57番地1	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 静間 勢津子	
	資本金	4.8百万円（令和7年3月末現在）	
	事業内容	ETCカード取扱事業・業務委託、不動産収入	
	主たる出資者及び出資比率	店村 圭祐 25.2% 藤井 新治 24.7% 店村 圭子 24.7% 吉村 千晶 24.7% （令和7年3月末現在）	
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当行が保有している割当予定先の株式の数	-
		割当予定先が保有している当行の株式の数	第四種優先株式 100,000株 計 100,000株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	預金取引、融資取引	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	

a . 割当予定先の概要	名称		吉松 稔
	割り当てようとする株式の数		100,000株
	住所		山口県山口市
	職業の内容		会社役員
b . 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当行が保有している割当予定先の株式の数	-
		割当予定先が保有している当行の株式の数	第四種優先株式 100,000株 計 100,000株
	人事関係		該当事項はありません。
	資金関係		預金取引
	技術関係		該当事項はありません。
	取引関係		該当事項はありません。

a . 割当予定先の概要	名称		株式会社LANDICホールディングス
	割り当てようとする株式の数		100,000株
	本店の所在地		福岡県福岡市博多区中洲5丁目3番8号 アクア博多6F
	代表者の役職及び氏名		代表取締役 中山 朋幸
	資本金		50百万円（令和7年9月末現在）
	事業内容		不動産業
	主たる出資者及び出資比率		中山 朋幸 100% （令和7年9月末現在）
b . 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当行が保有している割当予定先の株式の数	-
		割当予定先が保有している当行の株式の数	普通株式 100,000株 第四種優先株式 100,000株 計 200,000株
	人事関係		該当事項はありません。
	資金関係		預金取引
	技術関係		該当事項はありません。
	取引関係		該当事項はありません。

割り当てようとする株式の数100,000株未満の割当予定先は、以下のとおりであります。

割当予定先	住所	割り当てようとする株式の数(株)
三和建设株式会社	山口県周南市清水1丁目6番1号	90,000
協和建设工業株式会社	山口県萩市大字樺2370番地	60,000
医療法人新生会	山口県岩国市麻里布町3丁目5番5号	60,000
株式会社ホットスペース	山口県山陽小野田市大字小野田3854番地4	60,000
株式会社イタガキ建設コンサルタント	山口県山口市佐山10945番地170	50,000
井森工業株式会社	山口県柳井市伊保庄4907番地	50,000
宇部工業株式会社	山口県宇部市大字妻崎開作874番地の1	50,000
株式会社HMC	広島県広島市安芸区船越南3丁目27番27号	50,000
株式会社栄和機工	山口県下松市大字西豊井10174番地1	50,000
大村印刷株式会社	山口県防府市西仁井令1丁目21番55号	50,000
株式会社カシワバラ・コーポレーション	山口県岩国市山手町1丁目5番16号	50,000
柏原 伸二	山口県岩国市	50,000
興洋産業株式会社	山口県宇部市港町1丁目5番5号	50,000
株式会社笹戸建築事務所	山口県周南市新町1丁目49番地	50,000
株式会社サンテック	山口県周南市江口2丁目1番17号	50,000
澄川工業株式会社	山口県下松市葉山2丁目904番地14	50,000
大日商事株式会社	山口県下関市彦島弟子待町3丁目1番26号	50,000
株式会社東映コミュニケーションズ	山口県下関市本町2丁目1番11号	50,000
株式会社長野工務店	山口県下関市宮田町1丁目3番4号	50,000
日栄産業株式会社	山口県宇部市大字冲宇部5253番地	50,000
株式会社バルコム	広島県広島市安佐南区中筋3丁目8番10号	50,000
株式会社開工業所	山口県下関市長府港町7番15号	50,000
武蔵コミュニティー株式会社	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番5号	50,000
ローレルバンクマシン株式会社	東京都港区虎ノ門1丁目1番2号	50,000
若山石油株式会社	山口県周南市温田2丁目3番8号	50,000
株式会社恵比須堂印刷	山口県防府市大字浜方字中浜272番地17	40,000
児玉 志津子	神奈川県横浜市	40,000
株式会社アデリー	山口県柳井市11171番地1	30,000
有限会社上本組	山口県岩国市玖珂町783番地の1	30,000
株式会社恵比須商会	山口県下関市大和町2丁目4番8号	30,000
Kビジョン株式会社	山口県下松市瑞穂町2丁目8番8号	30,000
サマンサジャパン株式会社	山口県周南市河東町2番36号	30,000

割当予定先	住所	割り当てようとする株式の数(株)
株式会社三友	山口県防府市駅南町9番43号	30,000
株式会社西部設計	山口県周南市遠石3丁目9番8号	30,000
太陽工業株式会社	広島県広島市中区江波南2丁目15番17号	30,000
株式会社トクビル	山口県周南市大字栗屋50番地の11	30,000
株式会社トレーダー愛	山口県下関市王喜本町6丁目4番50号	30,000
公益財団法人中部財団	山口県下関市大和町2丁目4番8号	30,000
野村興業株式会社	山口県下関市古屋町1丁目19番1号	30,000
株式会社ファーストホーム	山口県防府市国衛3丁目1番41号	30,000
富士商株式会社	山口県山陽小野田市稲荷町10番23号	30,000
有限会社フジスイ	山口県下松市大字末武中1211番地1	30,000
株式会社富士製作所	山口県光市大字束荷1927番地	30,000
株式会社安成工務店	山口県下関市綾羅木新町3丁目7番1号	30,000
株式会社山田事務所	山口県下松市大字平田460番地	30,000
株式会社湯田かめ福	山口県山口市湯田温泉4丁目5番2号	30,000
アサヒ工業株式会社	山口県下松市葉山2丁目904番地28	20,000
学校法人岩国学園	山口県岩国市尾津町2丁目7番1号	20,000
株式会社梅本商会	山口県下松市葉山1丁目819番地6	20,000
梅本 光紀	山口県下松市	20,000
荻野 利浩	山口県下関市	20,000
金井金属工業株式会社	山口県下松市潮音町8丁目5番25号	20,000
兼本建設株式会社	山口県熊毛郡田布施町大字波野268番地	20,000
河崎運輸機工株式会社	山口県岩国市新港町4丁目15番25号	20,000
協和機工株式会社	山口県山口市徳地伊賀地1805番地	20,000
熊谷海事工業株式会社	山口県周南市築港町5番5号	20,000
クレジオ・パートナーズ株式会社	広島県広島市中区紙屋町1丁目1番17号	20,000
株式会社KRYコミュニケーションズ	山口県周南市大字徳山5811番地の10	20,000
近藤商事株式会社	山口県下松市中島町2丁目1番45号	20,000
株式会社山陽イエローハット	山口県岩国市尾津町1丁目6番7号	20,000
株式会社山陽機械センター	山口県周南市築港町5番1号	20,000
周南水処理株式会社	山口県周南市築港町6番10号	20,000
株式会社中国電機サービス社	山口県下関市長府扇町5番1号	20,000
チョイスジャパン株式会社	山口県下関市伊倉新町3丁目6番41号	20,000

割当予定先	住所	割り当てようとする株式の数(株)
株式会社とれとれ市場	山口県山口市宮野上179番地3	20,000
中村被服株式会社	山口県防府市大字浜方265番地の1	20,000
福森 健二	山口県防府市	20,000
一般財団法人朋和会	山口県宇部市南小串1丁目1番2号	20,000
松本工業株式会社	福岡県北九州市小倉北区三萩野1丁目2番5号	20,000
株式会社ミッドフォーホールディングス	山口県山口市大内長野593番地1	20,000
守本 孝大	兵庫県尼崎市	20,000
亜細亜物産株式会社	山口県熊毛郡平生町大字平生村851番地1	10,000
石田 義博	山口県山口市	10,000
株式会社イワナミ	山口県岩国市門前町3丁目17番11号	10,000
岩屋 孝詞	山口県周南市	10,000
株式会社オーパス	山口県周南市銀座1丁目2	10,000
神窪工業株式会社	山口県岩国市尾津町2丁目14番58号	10,000
国元工業株式会社	山口県岩国市多田1丁目101番5	10,000
クリオ工業有限会社	山口県周南市大字樋口630番地の17	10,000
株式会社ケイ・アール・ワイ・サービスステーション	山口県周南市一番町4177番地	10,000
株式会社コア	山口県山口市巾着町7番40号	10,000
国際貿易株式会社	山口県周南市大字久米3202番地の15	10,000
学校法人さくら国際学園	山口県萩市大字椿東3000番地10	10,000
株式会社貞木会計事務所	山口県光市中央2丁目8番24号	10,000
貞木 茂則	山口県光市	10,000
澤田建設株式会社	山口県防府市開出西町23番1号	10,000
有限会社山陽商会	山口県岩国市新港町4丁目6番24号	10,000
サン・ロード株式会社	山口県山口市下小鯖645番地5	10,000
株式会社CGSコーポレーション	山口県岩国市麻里布町3丁目14番14号	10,000
重永 つゆ子	山口県周南市	10,000
周防ビル管理株式会社	山口県下松市大手町3丁目1番5号	10,000
株式会社住本鉄工所	広島県広島市安芸区船越南4丁目11番23号	10,000
清和工業株式会社	山口県下松市葉山2丁目904番地24	10,000
田中酸素株式会社	山口県宇部市大字妻崎開作1587番地の16	10,000
医療法人南和会	山口県岩国市由宇町千鳥ヶ丘1丁目1番1号	10,000
PE&HR株式会社	東京都千代田区麹町1丁目12番地12	10,000

割当予定先	住所	割り当てようとする株式の数（株）
株式会社ヒューモア	山口県山口市今井町 5 番18号	10,000
松下 博宣	山口県周南市	10,000
株式会社丸勢運輸	福岡県北九州市小倉北区赤坂海岸 2 番 5 号	10,000
株式会社湯田自動車学校	山口県山口市葵 2 丁目 4 番55号	10,000

c 割当予定先の選定理由

第五種優先株式の割当予定先の選定に際しては、当行の自己資本を維持・充実させる目的から、一定規模以上の強制転換型優先株式での資本調達が必要であったため、強制転換型優先株式に投資可能な割当予定先を複数選定することを検討いたしました。そして、そのような複数の割当予定先の候補として、従前より当行の状況を十分にご理解いただいていると考えられる、法人や個人に対して打診を行うことが妥当であると考えられました。そのため、そのような法人や個人の候補として、当行の融資取引又は預金取引に係る取引先やその役員、当行の銀行業務において提携関係あるいは業務委託関係にある取引先等が適切であると考え、個別に打診を行い、上記記載の133先を割当予定先として選定しております。これらの各割当予定先においては、全額をコア資本として算入できる第五種優先株式の発行により、パーゼル に基づく国内基準のもとでの十分な自己資本比率を確保し、また自己資本の増強及び財務基盤の強化を図り、安定的な収益基盤の向上を目指すという当行の方針にご理解を頂いたことから、割当予定先として適切であると判断し、選定いたしました。

d 株式等の保有方針

当行は、各割当予定先が第五種優先株式を中長期的に保有する方針であるとの意向を口頭で確認しております。

e 払込みに要する資金等の状況

当行は、各割当予定先との面談等により、各割当予定先より本第三者割当増資に必要な資金を保有している旨の説明を受けておりますが、金融商品取引法上の開示書類を開示している各先に関しましては、各先が開示している直近の有価証券報告書、半期報告書により財務諸表の現預金並びに経営成績及び財政状態を確認する一方、上記に該当しない各先に関しましては、直近の計算書類や当行又は他行預金通帳等（個人の場合を含む）自己の資金の十分性を示す書類の写しを確認することにより、本第三者割当増資のそれぞれの引受株式数に係る払込みに要する資金に相当する資金を有するものと判断しております。

f 割当予定先の実態

当行は、「反社会的勢力への対応にかかる基本方針」をホームページに公表し、反社会的勢力との関係遮断を明確に示し、研修等を通じて基本的な考え方を行内に周知徹底しております。また、規程類やマニュアル類（以下、「社内規定」といいます。）を整備し、反社会的な勢力との具体的対応要領をわかりやすく示すとともに、営業店・本部の連携、警察当局等との連携により、反社会的勢力から接触があった場合にも、速やかに対応策を協議し適切な対応ができる体制を構築しております。

具体的には、当行社内規定において、当行内での情報共有化を図り、反社会的勢力等との取引排除により取引の健全性を図ることを目的に、反社会的勢力等に係る情報を本部コンプライアンス統括部門が一元集中管理し、当行との各種取引を開始するに際し、反社会的勢力情報に該当しないかを確認することとしております。

割当予定先のうち、融資取引先については、上記社内規定に基づき融資実行前に反社会的勢力等でないことを確認しておりますが、本第三者割当増資に際し、反社会的勢力情報に該当しないかの確認を再度改めて実施しております。また預金取引先についても、口座開設時に反社会的勢力等に関する照会を実施してまいりましたが、今般改めて反社会的勢力情報に該当しないかの確認を実施しております。融資取引先及び預金取引先のいずれにも該当しない割当予定先については、本第三者割当増資に際し、反社会的勢力情報に該当しないかの確認を実施しております。以上により、本第三者割当増資に係る割当予定先については、全先とも反社会的勢力ではなく、また、反社会的勢力と何らかの関係を有するものではないと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

a．発行価額の算定根拠及び発行条件の合理性

当行は、第五種優先株式の払込金額の決定に際して、公正性を期すため、優先株式の価値についての客観的かつ定量的な算定を得ることが必要であると判断し、当行及び各割当予定先から独立した第三者算定機関であるトラスティーズ・アドバイザー株式会社（東京都千代田区永田町2-11-1 山王パークタワー 5階 代表取締役 寺田芳彦、以下「トラスティーズ」といいます。）に第五種優先株式の株式価値の算定を依頼いたしました。トラスティーズは、当行が2031年8月1日以降、速やかに、金銭対価とする取得条項の行使が可能な場合はこれを行使し又は当該取得条項と同等の対価で第五種優先株式の金銭による取得を行うと仮定し、その他一定の前提（配当率、金銭対価の取得条項及び普通株式対価の取得条項の定めを含む第五種優先株式の発行条件、当行普通株式の株価及び配当見込額、ボラティリティ、割引率等）に基づき、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションモデルを用いて価値算定を実施し、第五種優先株式の理論的価値に係る株式価値算定書を当行に提出しております。

当行は、上記株式価値算定書における前提条件及びその評価手続について不合理な点は特になくことを確認しており、払込金額の決定にあたっては、上記株式価値算定書における第五種優先株式の理論的価値のレンジである1株あたり979.0円～988.2円を参考にしておりますが、当該株式価値算定書における第五種優先株式の評価に留まらず、これに加えて、割当予定先の事前調査結果、当行が現在置かれた事業環境・財務状況及びわが国の金融・経済状況等についても総合的に勘案の上、金1,000円を第五種優先株式の1株当たりの払込金額とすることを決定しております。かかる払込金額は、上記株式価値算定書における理論的価値を上回っており、当行としては第五種優先株式の発行条件及び払込金額は公正な水準であると判断しております。

また、発行決議に際しまして、当行監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）のうち、2026年5月22日（金）開催の取締役会に出席し本第三者割当増資に関する議案の審議に参加した当行監査等委員である取締役4名全員（うち社外取締役3名）は、払込金額の決定にあたって参考とされた株式価値算定書について、不合理ではないと考えられる一定の前提（配当率、金銭対価の取得条項及び普通株式対価の取得条項の定めを含む第五種優先株式の発行条件、当行普通株式の株価及び配当見込額、ボラティリティ、割引率等）に基づき、株式オプション価値算定モデルとしては実務上一般的に用いられていると考えられるモンテカルロ・シミュレーションモデルを用いて価値算定を実施しており、価値算定モデルの選択についても特に不合理な事情は認められないこと、また、これに加えて、払込金額の決定に際して、株式価値算定書における理論的価値の他に、割当予定先の事前調査結果、当行が現在置かれた事業環境・財務状況及びわが国の金融・経済状況等についても総合的に勘案することも不合理とはいえないこと、さらに、決定された払込金額が、株式価値算定書における理論的価値を上回っていることからすれば、第五種優先株式の払込金額が「特に有利な金額」でないと評価できる旨の意見を述べております。

b．本発行が有利発行に該当しないものと判断した理由及び判断の過程

当行は、パーゼル に基づく国内基準のもとでの十分な自己資本比率を確保し、また自己資本の増強及び財務基盤の強化を図り、安定的な収益基盤の向上を目指すという方針に基づき、内部留保の蓄積とともに自己資本の充実策を検討してまいりました。当行のように国内業務のみを行う銀行等（国内基準行）の単体自己資本比率の最低水準は4%ですが、国際業務を行う銀行等（国際基準行）の単体総自己資本比率の最低水準は8%となっており、国際業務を営む銀行と同じ市場で競合する現状においては、国内基準行の当行においても単体自己資本比率（国内基準）において8%程度を維持していく必要があると考えております。当行の2026年3月末の単体自己資本比率（国内基準）は7.70%であり、8%程度を維持しておりますが、当行の安定的な収益基盤の向上を目指すためには、山口県を中心とした地元の個人、事業者のお客さまへの資金需要に積極的に応えることにより、地域経済および中小事業者さまの安定的発展に貢献していくことが不可欠であると認識しており、引き続き増加が想定される貸出金等のリスクアセットを踏まえ、更なる自己資本の充実が必要であると判断し、本第三者割当増資を実施することといたしました。当行は、第五種優先株式10,000,000株（上限）を発行することにより、総額10,000,000,000円（上限）を調達いたしますが、上記のとおり、本第三者割当増資は当行の自己資本の維持・充実を目的としており、かかる目的は合理的であること、また、上記総額は、かかる目的の達成のために必要となる調達金額であることに照らしますと、本第三者割当増資における第五種優先株式の発行数量は合理的であると判断しております。また、第五種優先株式は、普通株式を対価とする取得条項（以下「一斉取得条項」といいます。）が付与された議決権のない転換型優先株式であります。第五種優先株式に係る一斉取得日は、2036年8月1日に設定されているため、普通株式に係る希薄化が直ちに生じることはありません。当行は、着実な剰余金の積み上げを實踐することで、2031年8月1日以降、金銭を対価とする第五種優先株式の取得を進めていき、普通株式への転換を極力回避したいと考えております。もっとも、仮に一斉取得条項が行使された場合には、当行は第五種優先株式の取得と引換えに、取得の対象となった第五種優先株式の数に第五種優先株式の払込金額相当額（1株当たり1,000円）を乗じた額を一斉取得価額で除した数の普通株式を交付することとなります。一斉取得価額は、当行の普通株式が一斉取得日に先

立つ45連続取引日(同日を含む)の期間において上場等をしている場合は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日(終値が算出されない日を除く。)の東京証券取引所における当行の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)、それ以外の場合は、一斉取得日における連結BPSとなりますが、下限取得価額が下限となります。下限取得価額は、第五種優先株式の発行日における連結BPSに0.5を乗じた金額であり、第118期半期報告書に基づき算定した見込価額は380円となります。かかる下限取得価額の設定は、他の地方銀行における同種の強制転換型優先株式の商品性の設計や、後述するように、下限取得価額で普通株式に転換された場合における当行の普通株式に係る希薄化の規模等を総合的に勘案して決定しております。

そして、本第三者割当増資において発行される可能性のある第五種優先株式の全部について、下限取得価額である380円(第118期半期報告書に基づき算定した見込価額)により一斉取得条項が行使されたと仮定すると、第五種優先株式の希薄化率(本第三者割当増資に係る募集事項の決定時点における発行済の当行普通株式に係る総議決権115,206個に対する、本第三者割当増資において発行される第五種優先株式の上限(10,000,000株)の全部が下限取得価額380円(第118期半期報告書に基づき算定した見込価額)により普通株式に転換された場合における潜在普通株式に係る議決権26,315個の比率)は22.8%(小数点第二位以下を切り捨てて表示)となります。

しかしながら、前述した通り、第五種優先株式に係る一斉取得日は、2036年8月1日に設定されているため、普通株式に係る希薄化が直ちに生じることはないこと、普通株式を対価とする一斉取得条項には下限取得価額が設定されており、第五種優先株式の希薄化率には上限があること、第五種優先株式には2031年8月1日以降に当行の選択によって行使が可能となる金銭を対価とする取得条項が付与されているため、かかる金銭対価の取得条項が行使される範囲では、第五種優先株式が普通株式に転換されることはなく、普通株式に係る希薄化は生じないこと、当行は、着実な剰余金の積み上げを实践することで、2031年8月1日以降、金銭を対価とする第五種優先株式の取得を進めていき、普通株式への転換を極力回避したいと考えていることからすれば、希薄化によって既存株主に生じ得る影響は限定的と考えております。前述した通り、第五種優先株式の調達金額及びその用途に合理性があることも鑑みると、本第三者割当増資に係る希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有 議決権数 の割合 (%)	割当後の所 有株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
中国総合信用株式会社	広島県広島市東区光町二丁目8番37号	3,275	2.31	3,275	2.31
株式会社合人社グループ	広島県広島市中区袋町4番31号	2,900	2.05	2,900	2.05
日本国土開発株式会社	東京都港区虎ノ門4丁目3番13号	1,900	1.34	2,689	1.90
株式会社長府製作所	山口県下関市長府扇町2番1号	2,183	1.54	2,183	1.54
朝日生命保険総合会社	東京都新宿区四谷1丁目6番1号	3,293	2.33	1,977	1.40
株式会社エスファイナンス	山口県周南市銀南街4番地	1,757	1.24	1,757	1.24
西京銀行行員持株会	山口県周南市平和通1丁目10番の2	1,680	1.19	1,680	1.19
富士通株式会社	神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号	1,636	1.16	1,636	1.16
岡田 哲矢	山口県周南市	1,500	1.06	1,500	1.06
アイザワ証券グループ株式会社	東京都港区東新橋1丁目9番1号	1,455	1.03	1,455	1.03
計	-	21,579	15.25	21,052	14.88

(注) 1 割当前の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2026年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式に係る議決権の数（本第三者割当増資により発行される第五種優先株式の全てを下限取得価額380円（第118期半期報告書に基づき算定した見込価額）により普通株式に転換された場合における潜在普通株式に係る議決権を含む。）を、本第三者割当増資により増加する議決権数26,315個（本第三者割当増資により第五種優先株式に係る募集株式数の上限である10,000,000株が発行され、かつその全てを下限取得価額380円（第118期半期報告書に基づき算定した見込価額）により普通株式に転換された場合における潜在普通株式に係る議決権数）を2026年3月31日現在の総議決権数に加えた数で除して算出した割合です。

なお、所有普通株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下の通りであります。

2026年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合(%)
株式会社合人社グループ	広島県広島市中区袋町4番31号	2,900	2.51
日本国土開発株式会社	東京都港区虎ノ門4丁目3番13号	1,900	1.64
株式会社エスファイナンス	山口県周南市銀南街4番地	1,757	1.52
西京銀行行員持株会	山口県周南市平和通1丁目10番の2	1,680	1.45
富士通株式会社	神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号	1,636	1.42
岡田 哲矢	山口県周南市	1,500	1.30
公益財団法人 西京教育文化振興財団	山口県周南市平和通1丁目10番の2	1,251	1.08
株式会社バルコム	広島県広島市安佐南区中筋3丁目8番10号	1,214	1.05
株式会社広島銀行	広島県広島市中区紙屋町1丁目3番8号	962	0.83
株式会社長府製作所	山口県下関市長府扇町2番1号	867	0.75
計	-	15,667	13.55

その他種類株式に係る株主は、以下の通りであります。

第四種優先株式

2026年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	当該株式数に対する 所有株式数の割合 (%)
朝日生命保険相互会社	東京都新宿区四谷1丁目6番1号	1,000,000	10.00
中国総合信用株式会社	広島県広島市東区光町二丁目8番37号	1,000,000	10.00
アイザワ証券グループ株式会社	東京都港区東新橋一丁目9番1号	530,000	5.30
株式会社長府製作所	山口県下関市長府扇町2番1号	500,000	5.00
株式会社ACTコンサルティング	山口県周南市銀南街4番地	375,000	3.75
東ソー株式会社	山口県周南市開成町4560番地	300,000	3.00
株式会社トクヤマ	山口県周南市御影町1番1号	300,000	3.00
株式会社robot home	東京都中央区銀座六丁目10番1号	300,000	3.00
赤坂印刷株式会社	山口県周南市大字馬神字松川854番1	200,000	2.00
株式会社えんホールディングス	福岡県福岡市博多区住吉3丁目12番1号 えん博多ビル	200,000	2.00
カワノ工業株式会社	山口県柳井市柳井1740番地1	200,000	2.00
岐山化工機株式会社	山口県周南市江口3丁目1番8号	200,000	2.00
長州産業株式会社	山口県山陽小野田市大字山野井字山野井3740番地	200,000	2.00
徳機株式会社	山口県周南市港町11番1号	200,000	2.00
株式会社ビジネスアシスト	山口県下関市卸新町8番地5	200,000	2.00
山口放送株式会社	山口県周南市大字徳山5853番地の2	200,000	2.00
笹原 友也	山口県下関市	160,000	1.60
富士高圧フレキシブルホース株式会社	山口県光市島田6丁目2番20号	150,000	1.50
社会福祉法人寿幸会	山口県萩市大字須佐1378-1番地	110,000	1.10
株式会社健康の社	福岡県福岡市中央区大名二丁目10番29号	100,000	1.00
光東株式会社	山口県光市浅江5丁目27番18号	100,000	1.00
株式会社合原資材	広島県広島市安芸区瀬野1丁目7番4号	100,000	1.00
児玉 篤	神奈川県横浜市	100,000	1.00
小松印刷グループ株式会社	香川県高松市香南町由佐2100番地1	100,000	1.00
大晃機械工業株式会社	山口県熊毛郡田布施町大字下田布施209番地の1	100,000	1.00
高山石油株式会社	山口県下松市大字平田111番地の1	100,000	1.00
株式会社ネスト	福岡県福岡市中央区警固1丁目15番6号	100,000	1.00
株式会社やまぐちビジネスサポート	山口県山口市下小鯖57番地1	100,000	1.00

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	当該株式数に対する 所有株式数の割合 (%)
吉松 稔	山口県山口市	100,000	1.00
株式会社LANDICホールディングス	福岡県福岡市博多区中洲5丁目3番8号 アクア博多6F	100,000	1.00
その他98先		2,575,000	25.75
計	-	10,000,000	100.00

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第117期事業年度）及び半期報告書（第118期中）（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2026年5月22日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（2026年5月22日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

2．最近の業績の概要

2026年度3月期連結会計年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の業績の概要

2026年5月22日開催の取締役会で承認し、公表した2026年3月期連結会計年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）に係る連結財務諸表は以下の通りであります。

なお、この連結財務諸表は、注記の一部を省略する等しているため、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成したものではありません。また、この連結財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を終了していませんので、監査報告書は受領していません。

連結財務諸表及び主な注記

(1) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
資産の部		
現金預け金	319,496	268,947
買入金銭債権	523	1,165
金銭の信託	3,828	918
有価証券	451,271	492,432
貸出金	1,785,739	1,879,010
外国為替	257	143
その他資産	22,558	11,842
有形固定資産	13,437	15,373
建物	3,564	3,362
土地	6,866	6,852
リース資産	30	22
建設仮勘定	2,444	4,654
その他の有形固定資産	531	481
無形固定資産	5,800	5,439
ソフトウェア	5,666	4,951
ソフトウェア仮勘定	101	455
その他の無形固定資産	32	32
退職給付に係る資産	-	93
繰延税金資産	3,913	565
支払承諾見返	632	961
貸倒引当金	7,573	7,635
資産の部合計	2,599,887	2,669,258
負債の部		
預金	2,139,140	2,171,210
コールマネー及び売渡手形	-	9,700
債券貸借取引受入担保金	27,144	41,156
借入金	315,200	328,100
外国為替	-	0
その他負債	22,823	14,136
退職給付に係る負債	464	38
睡眠預金払戻損失引当金	157	115
偶発損失引当金	172	299
繰延税金負債	-	0
再評価に係る繰延税金負債	814	787
支払承諾	632	961
負債の部合計	2,506,549	2,566,506

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
純資産の部		
資本金	28,497	28,497
資本剰余金	20,130	20,130
利益剰余金	44,171	49,667
自己株式	142	150
株主資本合計	92,657	98,145
その他有価証券評価差額金	2,086	1,234
繰延ヘッジ損益	1,609	1,784
土地再評価差額金	1,583	1,575
退職給付に係る調整累計額	426	11
その他の包括利益累計額合計	680	4,605
純資産の部合計	93,337	102,751
負債及び純資産の部合計	2,599,887	2,669,258

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書
(連結損益計算書)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
経常収益	38,696	43,508
資金運用収益	31,076	35,918
貸出金利息	22,855	26,937
有価証券利息配当金	6,281	6,269
コールローン利息及び買入手形利息	2	10
債券貸借取引受入利息	12	3
預け金利息	520	1,294
その他の受入利息	1,403	1,403
役務取引等収益	4,140	4,580
その他業務収益	499	782
その他経常収益	2,980	2,227
貸倒引当金戻入益	1,073	-
その他の経常収益	1,907	2,227
経常費用	30,853	33,926
資金調達費用	7,211	11,344
預金利息	4,047	7,982
譲渡性預金利息	4	2
コールマネー利息及び売渡手形利息	8	39
債券貸借取引支払利息	1,708	1,246
借入金利息	81	599
その他の支払利息	1,362	1,473
役務取引等費用	4,567	4,910
その他業務費用	1,631	3,058
営業経費	16,830	11,996
その他経常費用	612	2,616
貸倒引当金繰入額	-	1,041
その他の経常費用	612	1,574
経常利益	7,843	9,582
特別利益	47	26
固定資産処分益	47	26
特別損失	88	199
固定資産処分損	12	11
減損損失	76	188
税金等調整前当期純利益	7,802	9,409
法人税、住民税及び事業税	3,188	1,431
法人税等調整額	1,339	1,530
法人税等合計	1,849	2,962
当期純利益	5,953	6,447
親会社株主に帰属する当期純利益	5,953	6,447

（連結包括利益計算書）

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
当期純利益	5,953	6,447
その他の包括利益	2,504	3,933
その他有価証券評価差額金	3,155	3,320
繰延ヘッジ損益	791	175
土地再評価差額金	23	-
退職給付に係る調整額	117	438
包括利益	3,448	10,381
（内訳）		
親会社株主に係る包括利益	3,448	10,381

(3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	28,497	20,130	39,177	135	87,670
当期変動額					
剰余金の配当			901		901
親会社株主に帰属する当期純利益			5,953		5,953
自己株式の取得				6	6
土地再評価差額金の取崩			58		58
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	4,993	6	4,987
当期末残高	28,497	20,130	44,171	142	92,657

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	1,068	818	1,548	309	3,126	90,797
当期変動額						
剰余金の配当						901
親会社株主に帰属する当期純利益						5,953
自己株式の取得						6
土地再評価差額金の取崩						58
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,155	791	34	117	2,446	2,446
当期変動額合計	3,155	791	34	117	2,446	2,540
当期末残高	2,086	1,609	1,583	426	680	93,337

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	28,497	20,130	44,171	142	92,657
当期変動額					
剰余金の配当			959		959
親会社株主に帰属する当期純利益			6,447		6,447
自己株式の取得				8	8
自己株式の処分		0		0	0
土地再評価差額金の取崩			8		8
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	0	5,496	7	5,488
当期末残高	28,497	20,130	49,667	150	98,145

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	2,086	1,609	1,583	426	680	93,337
当期変動額						
剰余金の配当						959
親会社株主に帰属する当期純利益						6,447
自己株式の取得						8
自己株式の処分						0
土地再評価差額金の取崩						8
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,320	175	8	438	3,925	3,925
当期変動額合計	3,320	175	8	438	3,925	9,414
当期末残高	1,234	1,784	1,575	11	4,605	102,751

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	7,802	9,409
減価償却費	1,270	1,220
減損損失	76	188
貸倒引当金の増減()	2,063	62
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	134	425
睡眠預金払戻損失引当金の増減額(は減少)	54	41
偶発損失引当金の増減額(は減少)	15	126
資金運用収益	31,076	35,918
資金調達費用	7,211	11,344
有価証券関係損益()	554	3,127
金銭の信託の運用損益(は運用益)	0	491
為替差損益(は益)	151	157
固定資産処分損益(は益)	35	15
貸出金の純増()減	75,755	93,271
預金の純増減()	126,689	32,069
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()	41,500	12,900
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	17	0
コールローン等の純増()減	649	641
コールマネー等の純増減()	21,000	9,700
債券貸借取引受入担保金の純増減()	14,708	14,012
外国為替(資産)の純増()減	195	114
外国為替(負債)の純増減()	-	0
資金運用による収入	30,498	35,227
資金調達による支出	5,767	13,433
その他	1,556	2,770
小計	67,825	11,808
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	2,491	3,490
営業活動によるキャッシュ・フロー	65,333	15,298
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	132,312	261,906
有価証券の売却による収入	68,127	113,372
有価証券の償還による収入	35,173	113,813
金銭の信託の増加による支出	97	-
金銭の信託の減少による収入	213	3,416
有形固定資産の取得による支出	2,603	2,598
無形固定資産の取得による支出	958	453
有形固定資産の売却による収入	81	83
投資活動によるキャッシュ・フロー	32,376	34,273

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	901	959
自己株式の取得による支出	6	8
自己株式の売却による収入	-	0
その他	12	10
財務活動によるキャッシュ・フロー	920	977
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	32,036	50,549
現金及び現金同等物の期首残高	287,323	319,360
現金及び現金同等物の期末残高	319,360	268,811

(5) 連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(セグメント情報等の注記)

[セグメント情報]

当行グループは単一のセグメントであることから、前連結会計年度及び当連結会計年度のセグメント情報の記載を省略しております。

[関連情報]

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	役務取引業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	23,929	7,382	4,140	3,244	38,696

(注)一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	役務取引業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	26,937	7,761	4,580	4,229	43,508

(注)一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%を占めるものがないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

（ 1株当たり情報）

		前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり純資産額	円	719.50	801.00
1株当たり当期純利益	円	50.19	54.46
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	-	-

（注）1．1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	93,337	102,751
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	10,150	10,150
うち第四種優先株式払込金額	百万円	10,000	10,000
うち第四種優先株式配当額	百万円	150	150
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	83,187	92,601
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	115,618	115,607

（注）2．1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	5,953	6,447
普通株主に帰属しない金額	百万円	150	150
うち定時株主総会決議による優先配当額	百万円	150	150
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	5,803	6,297
普通株式の期中平均株式数	千株	115,621	115,612

（注）3．潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

（重要な後発事象）**（第三者割当による第五種優先株式の発行）**

当行は、2026年5月22日開催の取締役会において、第三者割当による第五種優先株式の発行を以下の内容にて決議しております。

1. 第五種優先株式の概要

- | | |
|------------------|---|
| (1) 募集株式の名称 | 株式会社西京銀行第五種優先株式 |
| (2) 募集株式 | 10,000,000株 |
| (3) 発行価額 | 1株につき1,000円 |
| (4) 募集株式の払込金額の総額 | 10,000,000,000円 |
| | 増加する資本金の額（上限） 5,000,000,000円 |
| | 増加する資本準備金の額（上限） 5,000,000,000円 |
| (5) 募集方法 | 第三者割当の方法により、当行お取引のお客さまを中心に割り当てを行う予定です。 |
| (6) 払込期日 | 2026年7月31日（金）
（申込期間 2026年7月7日から2026年7月30日まで） |
| (7) その他 | 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力が発生していることを条件としております。 |

（注） 募集株式の数及びそれに連動する事項（募集株式の払込金額の総額、増加する資本金の額の総額及び増加する資本準備金の額の総額）は、当行の定時株主総会（2026年6月25日開催予定）後に開催される当行取締役会において最終的に決定される予定です。

2. 手取金の使途

募集株式の払込金額から発行諸費用を差し引いた手取金については、蓄積した利益剰余金（自己資金）と合わせて、全額を2026年7月31日に、2021年7月に発行した第四種優先株式の取得に充当する予定です。

（第四種優先株式取得及び消却）

当行は、2026年5月22日開催の取締役会において、第四種優先株式の取得及び消却を以下のとおり決議しております。なお、当該取得は、当行定款第13条第7項の規定による金銭を対価とする取得（強制償還）であります。

1. 取得の理由

自己資本の質の向上を図ることを目的といたします。なお、上記（第三者割当による第五種優先株式の発行）に記載のとおり、第四種優先株式の取得資金には、第三者割当による第五種優先株式の調達資金の全額を充当いたします。

2. 取得の内容

- | | |
|---------------|-----------------|
| (1) 取得対象株式の種類 | 株式会社西京銀行第四種優先株式 |
| (2) 取得対象株式の総数 | 10,000,000株 |
| (3) 取得価額 | 1株につき1,000円 |
| (4) 取得価額の総額 | 10,000,000,000円 |
| (5) 取得予定日 | 2026年7月31日（金） |

3. その他

取得した第四種優先株式は、会社法第178条の規定に基づき、取得後速やかに消却いたします。

個別財務諸表及び主な注記

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
資産の部		
現金預け金	319,495	268,946
現金	17,242	12,047
預け金	302,252	256,899
買入金銭債権	300	-
金銭の信託	3,828	918
有価証券	451,623	492,787
国債	185,610	299,705
地方債	83,594	27,640
社債	70,445	59,750
株式	14,159	16,762
その他の証券	97,814	88,928
貸出金	1,785,376	1,879,611
割引手形	578	333
手形貸付	11,020	11,807
証書貸付	1,624,861	1,717,231
当座貸越	148,916	150,238
外国為替	257	143
外国他店預け	257	143
その他資産	22,556	11,839
未決済為替貸	254	145
前払費用	735	669
未収収益	2,811	3,418
金融派生商品	2,751	2,664
その他の資産	16,004	4,942
有形固定資産	13,437	15,373
建物	3,564	3,362
土地	6,866	6,852
リース資産	30	22
建設仮勘定	2,444	4,654
その他の有形固定資産	531	481
無形固定資産	5,812	5,449
ソフトウェア	5,678	4,961
ソフトウェア仮勘定	101	455
その他の無形固定資産	32	32
前払年金費用	161	127
繰延税金資産	3,714	566
支払承諾見返	632	961
貸倒引当金	7,334	7,384
資産の部合計	2,599,862	2,669,342

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
負債の部		
預金	2,139,339	2,171,464
当座預金	29,883	31,282
普通預金	714,591	703,974
貯蓄預金	8,275	7,678
定期預金	1,384,501	1,426,754
その他の預金	2,088	1,774
コールマネー	-	9,700
債券貸借取引受入担保金	27,144	41,156
借入金	315,200	328,100
借入金	315,200	328,100
外国為替	-	0
未払外国為替	-	0
その他負債	22,818	14,120
未払法人税等	1,880	132
未払費用	11,303	4,422
前受収益	501	680
金融派生商品	463	231
リース債務	28	17
資産除去債務	71	71
その他の負債	8,570	8,563
退職給付引当金	3	88
睡眠預金払戻損失引当金	157	115
偶発損失引当金	172	299
再評価に係る繰延税金負債	814	787
支払承諾	632	961
負債の部合計	2,506,283	2,566,795
純資産の部		
資本金	28,497	28,497
資本剰余金	20,071	20,072
資本準備金	20,071	20,071
その他資本剰余金	-	0
利益剰余金	44,044	49,532
利益準備金	2,447	2,638
その他利益剰余金	41,597	46,893
別途積立金	2,832	2,832
繰越利益剰余金	38,764	44,060
自己株式	142	150
株主資本合計	92,471	97,952
その他有価証券評価差額金	2,086	1,234
繰延ヘッジ損益	1,609	1,784
土地再評価差額金	1,583	1,575
評価・換算差額等合計	1,107	4,594
純資産の部合計	93,579	102,547
負債及び純資産の部合計	2,599,862	2,669,342

(2) 損益計算書

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
経常収益	38,663	43,373
資金運用収益	31,049	35,806
貸出金利息	22,851	26,943
有価証券利息配当金	6,292	6,277
コールローン利息	2	10
債券貸借取引受入利息	12	3
預け金利息	520	1,294
金利スワップ受入利息	1,365	1,272
その他の受入利息	5	4
役務取引等収益	4,114	4,554
受入為替手数料	377	404
その他の役務収益	3,737	4,149
その他業務収益	499	782
国債等債券売却益	28	298
金融派生商品収益	470	484
その他の業務収益	0	-
その他経常収益	2,999	2,230
貸倒引当金戻入益	1,099	-
株式等売却益	1,007	703
金銭の信託運用益	59	491
その他の経常収益	832	1,036
経常費用	30,818	33,810
資金調達費用	7,212	11,344
預金利息	4,047	7,982
譲渡性預金利息	4	2
コールマネー利息	8	39
債券貸借取引支払利息	1,708	1,246
借入金利息	81	599
金利スワップ支払利息	1,357	1,446
その他の支払利息	4	26
役務取引等費用	4,566	4,880
支払為替手数料	51	64
その他の役務費用	4,514	4,815
その他業務費用	1,631	3,058
外国為替売買損	151	157
国債等債券売却損	1,479	2,900
営業経費	16,892	11,900
その他経常費用	516	2,626
貸倒引当金繰入額	-	1,070
株式等売却損	83	1,224
株式等償却	32	-
金銭の信託運用損	59	-
その他の経常費用	341	331
経常利益	7,845	9,562

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
特別利益	127	26
固定資産処分益	47	26
抱合せ株式消滅差益	79	-
特別損失	88	199
固定資産処分損	12	11
減損損失	76	188
税引前当期純利益	7,883	9,389
法人税、住民税及び事業税	3,183	1,420
法人税等調整額	1,339	1,530
法人税等合計	1,843	2,950
当期純利益	6,039	6,439

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	28,497	20,071	20,071	2,266	2,832	33,865	38,964	135	87,398
当期変動額									
剰余金の配当						901	901		901
利益準備金の積立				180		180	-		-
当期純利益						6,039	6,039		6,039
自己株式の取得								6	6
土地再評価差額金の取崩						58	58		58
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	180	-	4,899	5,079	6	5,073
当期末残高	28,497	20,071	20,071	2,447	2,832	38,764	44,044	142	92,471

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,068	818	1,548	3,436	90,834
当期変動額					
剰余金の配当					901
利益準備金の積立					-
当期純利益					6,039
自己株式の取得					6
土地再評価差額金の取崩					58
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,155	791	34	2,328	2,328
当期変動額合計	3,155	791	34	2,328	2,744
当期末残高	2,086	1,609	1,583	1,107	93,579

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	28,497	20,071	-	20,071	2,447	2,832	38,764	44,044	142	92,471
当期変動額										
剰余金の配当							959	959		959
利益準備金の積立					191		191	-		-
当期純利益							6,439	6,439		6,439
自己株式の取得									8	8
自己株式の処分			0	0					0	0
土地再評価差額金の取崩							8	8		8
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	-	-	0	0	191	-	5,296	5,488	7	5,480
当期末残高	28,497	20,071	0	20,072	2,638	2,832	44,060	49,532	150	97,952

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,086	1,609	1,583	1,107	93,579
当期変動額					
剰余金の配当					959
利益準備金の積立					-
当期純利益					6,439
自己株式の取得					8
自己株式の処分					0
土地再評価差額金の取崩					8
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,320	175	8	3,487	3,487
当期変動額合計	3,320	175	8	3,487	8,967
当期末残高	1,234	1,784	1,575	4,594	102,547

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第117期)	自 2024年4月1日 至 2025年3月31日	2025年6月20日 中国財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第118期中)	自 2025年4月1日 至 2025年9月30日	2025年11月18日 中国財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年6月20日

株式会社西京銀行
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小松 亮一
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 山村 幸也
業務執行社員

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社西京銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社西京銀行及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

自己査定における債務者区分の妥当性について	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は山口県を中心とした営業エリアにおいて、法人・個人向けに融資業務等を展開しており、2025年3月31日現在、連結貸借対照表において貸出金1,785,739百万円を計上している。</p> <p>会社が計上している貸出金等の債権の回収可能性は、国内外の経済情勢、主たる営業エリアである山口県の景気動向、担保不動産の価格や流動性、金利、株価等の金融経済環境の変動、取引先企業の経営状況の変動等の影響を受ける。</p> <p>このため会社は、将来の貸倒れによる損失に備えるため、連結財務諸表の注記事項「（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4 会計方針に関する事項（5）貸倒引当金の計上基準」及び「重要な会計上の見積り」に記載のとおり、自己査定基準に基づき債務者区分を決定し、償却・引当基準にのっとり、決定した債務者区分毎に貸倒引当金を算定し、2025年3月31日現在、連結貸借対照表において貸倒引当金7,573百万円を計上している。</p> <p>貸倒引当金の算定に当たり会社は、すべての債権について、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査する体制を構築している。</p> <p>自己査定における債務者区分の決定に際しては、各債務者の財務情報、資金繰り、収益力等による債務償還能力の総合的な検討が求められる。債務者区分の決定には、債務者の赤字や債務超過の原因、経営改善計画の合理性や実現可能性、事業再建の見込み等に関する経営者の重要な判断や見積りが介在することから、当監査法人は、当該事項を監査上の主要な検討事項とした。</p>	<p>当監査法人は、自己査定における債務者区分の妥当性を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 自己査定に関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性について、統制活動実施者へ質問するとともに、回答の裏付けとなる関連文書を閲覧し評価した。 債務者区分の遷移が貸倒引当金計上額に及ぼす金額的影響に加え、債務者の業種、経営改善計画策定の有無、融資残高等を考慮し必要と考えられる検証対象先を抽出した。 自己査定関連資料を閲覧のうえ、営業関連部署、資産監査部署に質問を実施し、会社の債務者区分判定の妥当性を検討した。また必要に応じて、債務者の事業状況の視察を行った。 債務者の経営改善計画について、過年度に策定した計画と実績とを比較し差異原因を分析することにより、計画の合理性や実現可能性を会社が適切に評価しているかどうかを検討した。 主要な債務者の業況について、経営者への質問を行い、債務者区分の見直しの要否について検討した。

勘定系システムの移行に関する検討	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、顧客の利便性向上や営業店を中心とした事務面の生産性向上に加え、金融商品・サービス開発の生産性向上を目的として、2024年5月6日に勘定系システムの移行を行っている。</p> <p>会社は、当事業年度末の貸借対照表において、総資産2,599,862百万円（連結総資産の約99%）及び損益計算書において、経常収益38,663百万円（連結経常収益の約99%）を計上しており、連結財務諸表において重要な割合を占めている。</p> <p>銀行業は、ITシステムに大きく依存して事業を展開しており、その中でも勘定系システムは、預金・融資・為替の銀行業の主要業務や会計に関連し、大量、複雑、多様な取引を正確かつ適時に処理することが求められる。</p> <p>そのため、勘定系システムの移行に何らかの問題が生じ、システムが適切に稼働しない、もしくはデータ移行が正確かつ網羅的になされなかった場合、勘定系システムから作成される財務情報の信頼性が失われ、連結財務諸表に誤謬が発生する可能性がある。</p> <p>以上から、当監査法人は、会社の勘定系システムの移行に関して、財務報告の信頼性の観点から、データ移行が正確かつ網羅的になされるか及び移行後の勘定系システムが正確かつ安定的に稼働するかの検討が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、会社の勘定系システムの移行に関して検討するため、当監査法人内部のITの専門家と連携して、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 勘定系システムの移行に関するIT全般統制の評価 勘定系システムの移行に関するIT全般統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価するため、主に以下の点に着目して、会議体資料を閲覧するとともに担当役員へのヒアリングを施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 勘定系システムの移行にかかる全体計画の作成、承認及びスケジュール管理の態勢 ・ 勘定系システムの移行に係る開発要領、マニュアルの整備状況 ・ データ移行に関する計画の作成、承認及びスケジュール管理の態勢 ・ 全体計画を構成する各フェーズの完了確認及び承認状況 ・ 新システムの稼働開始に関する適切な責任者による最終確認及び承認状況 <p>(2) 勘定系システム移行時のリスク対応手続 システム移行時において、データが正確かつ網羅的に移行されていること及びインシデントが適時に把握され適切に対応されていることを確認するため、主に以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 勘定科目別残高の新旧勘定系システム間の照合 ・ 任意に抽出した取引データの新旧勘定系システム間の照合 ・ システム移行に伴い発生したインシデントの把握とその対応状況の検証 <p>(3) 勘定系システム移行後の内部統制の評価 勘定系システム移行後のIT統制を含む内部統制の整備状況及び運用状況の評価するため、主に以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アクセス管理、プログラム開発・変更管理に関する所管部署担当者への質問及び帳票の閲覧 ・ システム仕様書の閲覧 ・ IT統制に係る帳票の閲覧及び再計算

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社西京銀行の2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社西京銀行が2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（有価証券報告書提出会社）が連結財務諸表及び内部統制報告書に添付する形で別途保管しております。

X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月20日

株式会社西京銀行

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小松 亮一指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山村 幸也

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社西京銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの第117期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社西京銀行の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

自己査定における債務者区分の妥当性について

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項(自己査定における債務者区分の妥当性について)と同一内容であるため、記載を省略している。

勘定系システムの移行に関する検討

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項(勘定系システムの移行に関する検討)と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年11月14日

株式会社西京銀行
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小松 亮 一
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 山 村 幸 也
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社西京銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社西京銀行及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、中間連結財務諸表の中間監査を計画し実施する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年11月14日

株式会社西京銀行

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小 松 亮 一
業 務 執 行 社 員指定有限責任社員 公認会計士 山 村 幸 也
業 務 執 行 社 員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社西京銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの第118期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社西京銀行の2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。